

## 講演

## 広村古文書からみた近世村落像

中山 富 廣

## はじめに

中山です。今からとりとめの話をお願いしますのでお付き合い下さい。今、紹介いただきましたように、私は中学三年の時から四年間、広町の叔父の家に世話になりました、青春時代を—当時の広はバルプ工場の臭いが少々きつい所でしたが—この広町で四年間過ごしたわけであります。

広島大学に入りまして、卒論のテーマは何にしようかという時に、当時はマルクス主義なんかが非常に盛んでして、なかでも私は農民層分解論に興味を持ちましたので、それをテーマに卒論に取り組もうと思ったわけです。そのうち本誌の「芸術地方史研究」で、以前に小川国治先生が広村の古文書を使って土地所有に関する論文を書かれていることを知りまして、私は当時古文書を読めなかつたのですが、地元の広村の古文書を扱おうと思ったわけであります。今思えば、無鉄砲といえは無鉄砲でしたが、事前に何の連絡もせず呉二

河の図書館に行きまして、広村の古文書を見たいと申しましたら、すぐに見せてくれました。当時は広村の古文書の半分ぐらいが二河の市立図書館の方にありました。そこで大新聞の地誌帳等を見たのですが、どういふふうに分けたらよいものか途方にくれたことを憶えております。

このときは昭和五年のことなのですが、当時はその広の交差点に古い木造の図書館（広分館）がありまして、そこにも古文書が保存してあるということを知り、週に一回は通って史料を見せていただいた記憶があります。叔父の家に泊まったり、広島から日帰りであったり、読めないながらも、幕末の名寄帳を中心に分析して卒業論文となったわけがあります。

今思いますと、当時の保管状況というのはでたらめといえばでたらめでありまして、私のような学生が行っても、勝手に見てくれといわんばかりに見せてくれました。こつちの方は楽といえは楽ですけども、今にして思えば皆さんの文書管理だったと思います。現在はこの皆さんもご存知のように、この公民館の図書室の奥に一括して保管されてあります。

今いたしましたように、卒論の時の古文書調査はもうでたらめですから、たいして史料も見えないわけです。今から五、六年前でしようか、呉市史編さん室長の千田武志さんから資料編の編集を担当してくれといわれまして、また市史の編纂

委員にもさせていたで、その縁でもう一度、広の古文書を見たいといひますと便宜を図つて下さいました。それが二年前のことです。このときにも実質はわずか二か月か三か月の調査で、その間に週に一回程度通いました。当時、入船山記念館の宮原千賀子さんが、この古文書目録を作つておられる最中でありまして、宮原さんが仕事に來られる時に私も一緒にさせていただきましたが、私は全然目録の作成を手伝わず、自分の見たい史料を見て、いい史料があれば写真を撮つて帰るといふことをやらしていただきました。この当時の宮原さんの目録によりますと、史料番号が四二四六番までついていますから、最終的には近世文書の主だったものでも五〇〇〇点は超える文書規模であります。

このとき撮影した史料はまだ全然目を通していませんので、今日その一端を皆さんに伝えてみたいと思います。レジュメを作りましても、普通だったらこれらの史料を筆写して、皆さんが読みやすいように提示するのが本筋ですが、史料の写真版をそのままコピーしたものを貼り付けてしまいました。これを見ながら話を聞いていただきたいと思ひます。

#### 一 多様な人間模様と自己表現 自己主張する村人たち

##### 1 「人倫注進扣」といふ簿冊の存在

「広村古文書からみた近世村落像」といふ本報告の題名は、

数ヶ月前に適當につけたもので、これだったら何か話せるだろうといふ窮余の策だったので。ここで話したいことは、図1を見てもらえば分かりますように、広村では一九世紀に入るころから急速に人口が伸びていくわけです。非常に活氣あふれる村であるという印象を私は持つております。当然人口が増えてくればさまざまな問題が起きてくるわけでありまして、まず第一点目としましては、史料に登場してくる庶民の面白さといひますか、自己主張する村人がたくさん史料に記録されるようになります。とくに一九世紀になるころから、非常に面白い事件だとかが現れてくるわけでありまして。それをまず具体的にいくつか紹介したいというのが今日の一つの目的であります。

それからどうしてそういう自己主張するようになってくるのか、あるいは文書的にそういうものが登場するかといひますと、地元の広の方々は異論があるかもしれませんが、江戸時代の広村は経済的に非常に裕福であつて、その結果、村人の活動が活発になつたからであると思ひます。いや広村は昔は貧しかつたといわれる方もおられるかもしれませんが、一応そういう豊かな村を基盤とした人々の日々の活動、そこで聞くことのできる村人の声というものを紹介してみたいと思ひます。

二年前の史料調査に入った時に、学生時には全然記憶がなかつたのですが、分厚い冊子があることに気がつきました。

村役人が作る簿冊で、表紙に「人倫御注進扣」と書かれておりまして、どのような内容が記録されているものであろうかと思われました。非常に分厚いもので、これが数冊残っておりまして。主に文化、文政から明治の初めまでの書付を綴じているわけでありまして。「人倫」と聞きますと、人としてまっとうな行動をするとか、あるいは辞書を引きますと、親子関係・兄弟関係・君臣関係といった、そういう儒教的な響きがあつて、「人倫御注進扣」とは何だろうかと思つたわけです。中を開いてみますと、これには様々なものが含まれていますので、まず実例を紹介したいと思います。

まず史料aとしたのは、天保一四年（一八四三）のもので、人名を出すことは少し差し障りがありますので黒塗りにさせていただきます。村内での地位は高い人であります。どういう事件かといえますと、この人が、多賀谷千兵衛という庄屋宅に向う途中、「多賀谷千兵衛方へ参り酔中とは相見へ申し候え共、旅人にふと出会い、差して論義等も仕らず、出合い直ぐに刀を抜き切付け」たのです。刀を持っているから、いすから、この人がどういう人か分かるかもしれないませんが、要するにこの人は酒癖が悪かつたようです。酔つ払つて何をするか分からない。そこで収まればよかつたのですが、多賀谷千兵衛宅へ向う途中でしたから、さらに多賀谷宅へ上がり込み、しかも殿様が泊まる御成の間へと上がり込み、奉公人に酒を強要して出させて、そこでまた酔つ払つて寝てしまふ

という事件を起こしたわけです。

これは二つの罪を犯しているわけです。旅人を傷つけたという罪と、代官や殿様しか上がれない御成の上座へ座り込み、そこで当主の留守にもかかわらず奉公人に命令して酒を出させ、したたかに飲んで寝てしまったという罪です。次の日に、多賀谷千兵衛が申し開きをしろといつたら、この人は、二日酔いで頭があがらないから輿に乗つて行つてもいいかとかいって、さらにもめるのですけども、結局は最後は謝つて何とか無事に解決されたようです。この人はかなり酒が好きだとみえて、この前後にも酔つ払つて事件を起こしています。

それから史料bは、広村の長浜浦のくみという女子のけな気な話です。嘉永元年（一八四八）、金四郎後家ゆうの娘にくみという娘がいましたが、このくみが「去る年年予州松山御領津和地浦住屋庄兵衛方へ養女に」遣わされたわけでありまして。ところがくみを貰い受けた相手方は「養女と偽り売女にいたし候」とあるように、養女にするつもりはなくて、くみを遊女にして売り払おうという策略をねつていたわけです。向こうに渡つたくみはこのとき一三歳だったので、「くみ儀は勿論、（母親の）ゆう儀大いに立腹」しました。それでくみがどうしたかといえますと、この津和地浦を何とか脱出し、住屋庄兵衛の追手をかわして佐伯郡草津浦まで逃げ帰つてきたわけでありまして。遊女に売られそうになるとこ

るを危機一髪のところまで逃げ帰って来たという事件でありました。

それから史料cは、広村の石内組の若者たちが「辻踊り」をして、その際「差し纏れ一件」となり、訴訟となったためその費用をどのようにして出そうかという史料であります。この事件が起きた嘉永二年（一八四九）前後の石内組の若者どもは非常に荒れておりまして、若者組を作りまして不埒な行動に出るわけです。この石内組の若者共については、またあとで述べたいと思います。

それから史料dは嘉永三年十一月のものですが、ここにあげた小百姓の五家族が夜逃げをしたという史料です。彼らは「預り田畠御年貢米を始め、作得米・肥代等に至る迄一円得払い出申さず付家内残らず出奔」したとあります。付紙によれば、夜逃げしたあとを村役人が調べてみますと、「諸作取実は勿論諸道具に至る迄一切御座無く」と、持てる物はすべて持って完璧な夜逃げを達成していることが分ります。これに関連して、史料2の「出奔帖外村省入帖者諸願扣」（嘉永二年）をご覧ください。といつても表紙だけです。この史料は広村を出奔していった者や、「帖外」「村省き」——これは今でいう除籍ですが、それから除籍されて再度復籍した者などが書き上げられているものです。この者はこういうことで除籍されたけれども復籍させていいですかなどと、郡役所へ願ひ出た書類などを収めています。これも分厚い簿冊で、

広村では結構人の出入りが激しかったことがうかがえます。これはまた後にお話ししたいと思います。

もう時間がありませんからあまり史料は読みませんけども、要するにこういつたさまざまな村落内の事件や訴訟を綴っているのが先の「人倫御注進扣」ということであります。この他にも、先ほど紹介しました一家挙げての出奔だけではなくて、若者の家出や長浜での博打に関するものが目立ちます。これは漁師町だからというわけではありませんが、長浜ではよく博打で逮捕されている人が多かったようです。その他に喧嘩や、時々ですけども男女の不倫や離婚にともなう養育費の問題など、様々なものがこの簿冊の中に綴られているわけであります。

これらは一つ一つ読んでいきますと、非常に興味深く面白いです。学問的にどのように分析するかというのは、またむずかしい問題ですが、私としましては今後発刊される「呉市史」資料編でできるだけ、これらの史料を取り上げたいと思います。しかしあまり広村の史料ばかり多く入れますとバランスを崩しますから、「呉市史」の資料編では難しいだろうと思います。

これからの郷土史研究のあり方とは、こういった事件を通して祖先の姿を描き出すといえますか、今でいうところの社会史や女性史の素材となりうるものが多く、いわば村社会史が一つの方向として成り立つように思います。この「人倫注

「進扣」の中にそのような素材がたくさん含まれています。そこでぜひ、私もやりたいと思いますけど、広郷土史会の皆様にも古文書を紐解いていただいて、先達の喜怒哀楽を発掘してもらいたいというふうに思う次第であります。

## 2 講中のこと、祭りと若者の喧嘩

さて次に、その他の事件を二、三紹介したいと思います。一つは講中に関わるものです。現在、この広で講中は残っているのでしょうか。葬式の時に世話をしたり、寄合いをしてお経をあげたりする真宗の信仰を中心とした組織です。まだ山県郡などの奥の方は、現在でも結構残っているわけですが、広では都市化にともないなくなってしまうのでしょうか。もう一つは祭りの時の喧嘩、若者のエネルギーの発散としての喧嘩を少し史料的に紹介したいと思います。

まず史料3 aですが、これは徳丸の講中の事件であります。当時の徳丸には二つの講中があったようです。この口上書にうかがえますように、徳丸の講中は大組講中と小組講中とよばれていたようです。徳丸の方がおられたら教えていただきたいのですが、大組と小組がどのように編成されていたかは、今のところ明らかにすることができませんでした。

この史料は、大組講中と小組講中が安政五年（一八五八）に喧嘩をした事件を示しています。喧嘩の原因は次のようでありま。講中が持っている山の木を「入札払い」で売り払

おうとしたところ、原因はわかりませんが「下地故障筋」があつてしばらく棚上げとなつたわけでありま。そこで大組・小組とも対策をねるため集会し、酒を飲むうちに大組の若者たちが太鼓を打ち鳴らして踊りだしたのです。そこに別の家で集会していた小組の二人が抗議しに来て「口論」となり、喧嘩になつたわけです。小組の二人は大組の直次郎を突き倒すと、直次郎も一人の「足に取り付き居り申し候処、足を抜き取り候様致し候え共抜取り申さず付、足にて私（直次郎）の谿骨を踏み足を抜取り、又蹴り等致し」たので、大組では「喧嘩仕掛け候企み」と小組をなじり、小組の方では直次郎を打擲した覚えはないと反論し、差し纏れとなつたのです。徳丸で郷を二分する大喧嘩には至らなかつたようですが、現在、徳丸に講中があるとなりましたら、やはり講中の山があるのでしょうか。その辺の模様を地元の方で調べていかれたら面白い成果が出ると思います。

次に載せた史料3のbとcは講刳ね、俗にいう村八分の史料です。まずbの方ですけども、これは町田講中の事例です。町田の文平がなぜ講刳ねになつたかといひますと、「同人停寝内にても若者組と唱え、何かと諸人の目に余り候振舞い等」があつたからです。また文平の対応も、村人からみれば「運び合ひ間違ひ」があつて訴訟となつたわけです。結局は文平が講中に詫びをいれることで内済が成立したようでありま

次にcは明治三年三月のもですが、これは横路の喜四郎が明治二年の夏から「郷内講中絶交」となったわけでありませう。どうして喜四郎が講刎ねとなったのか、喜四郎の言い分によれば「私義絶交に逢い候根元、去る六月已來村内革田來兵衛妻なつと不評これ有り候由」、つまりかわたの女房なつと「不評」があつた、不倫の關係にあつたと噂が立つたからであります。喜四郎は「右等の儀は一円これ無く」と否定し、なつの夫來兵衛が「嫉妬の念相起し」、金三〇両の慰謝料を要求し、喜四郎がそれを断わると、同僚のかわた伊三郎が「郷内へ參り悪評申し弘め候より私絶交と申す事」になつたというわけであります。喜四郎はかわた二人の村追放を願ひ出した訴訟を起こすと差し纏れになり、結局はこの訴訟を担当した阿賀村の町組頭良兵衛と広村の役方が「郷内へ御同道御入込み、講中へ種々御説得成し下され」、倅の友次郎の名前で入講が認められ、喜四郎は「隠居同様と申す事」とするこゝとで決着がついたようであります。

こういつた講刎ねに関する史料というのは、県内では意外と少ないと思ひましたので、ここで二例紹介したわけです。私は、村八分という制裁は絶対的だ思つていたのですが、この広村の事例ではそうではなく、自分が不服だつたら訴訟を起こしていることがわかります。村八分になつても自分の意見を述べて制裁を止めてもらおうとする、そういったいわば近代的な感覚が身につけているというのはいいすぎでしょう

か。広村古文書のなかにはまだ講刎ねの事例が散見できますから、いづれ検討してみたいと考えています。

次に若者たちの喧嘩や振舞いについてみてみましょう。史料3のdは、明治四年三月に起きた長浜の事件であります。長浜の若者たちが、お伊勢參りをして無事帰つてきました。そこで長浜の人々は神酒を携えて船場で出迎え、それから氏神へ社參しようとしたわけであります。しかしその「途中にて不図酔中より争論出来」し、半助という人が參宮して歸つてきた政七という若者に「多人數の中にてふと打擲に逢い、さらに政七の兄禎助は石割槌を振り回し暴れております。このとき暴れたのは政七・禎助兄弟だけではありません。若者の伊太郎の証言によれば、「勘七弟平七儀、私の腕を取り擲り候故、如何と私も一つ擲り戻し候処、外人引分け夫れ切り相止め、然る処勘七・平七・周次郎兄弟三人連れにて、私宅へ荒れ込み土足にて障子二枚打破」る喧嘩もあつたようです。酔つ払いとはいいいながら、こういう長浜の若者たちが抜參宮から帰つてきて、酒を飲んで暴れた心境は分かるような氣もしますが、明治四年という時代の大きな曲り角に、当時の若者たちも何か感ずるところがあつたのでしょうか。そういう若者たちのエネルギーを感じさせる史料だと思ひます。

先に息子たちが若者組で暴れて、町田の講中を刎ねになつた文平の件を紹介しましたが、町田のすぐ北の石内の若者たちの暴発を示したのが史料6です。若者たちが惣奇合をした

後に起こった事件です。石内の平吉という百姓にりまという名の娘がいましたが、「去る十六日夜当郷若者共申値い、残らず途中へ寄り集り酒杯を呑み、私娘子まへ土を投げかけ」と平吉が訴えている史料です。申八月ですが、おそらく嘉永元年だと思われます。平吉の長男である愛兵衛が、「何故妹に土を投げかけ候哉」といったら、また若者たちが「何を申す哉」と反発して、さらにりまに「下肥をべたべた打懸け」ます。愛兵衛は「何故か様の仕形致され候哉」といって妹を助けようとはしますが、「何を申す、打殺せ」などと叫んで、多人数が愛兵衛に襲いかかったため、愛兵衛は山中に逃げ去ります。そのすきに二男でりまの弟の与太郎がりまを助けだそうとしますが、若者たちは「多人数八方よりせめ廻し、同人を引捕え打転し踏んだり蹴ったり」、さらに与太郎は石を投げつけられ泥をはねかけられ「九死一生」の目にあつたといふことです。

この史料は長い長い一枚物でありまして、この後に続けて被害にあつたりまや兄弟二人の供述をはじめ、若者が数人ごとに供述をとられておりますが、皆「百余人」という多人数だつたのでよくわからない、自分たちは暴力はふるつていないと主張しております。若者組というものは、その宿で酒を飲んだりして社会勉強をするのですが、時にはこういう弱者を襲うような暴発もあつたでしょう。だから石内の風紀が悪いといつてゐるわけではありませんのでご容赦下さい。

それから若者だけでなく、大人も祭りの時になるとちよつと違ふようであります。たとえば史料4、史料5をご覧ください。これは船津八幡の祭礼の時に喧嘩になつた事件に関するものであります。史料4は弘化三年のものですが、行列の順番をめぐつて喧嘩になつてゐるわけです。村内のうち、徳丸・町田・石内三郷の氏子と、三坂地・芦冠・吉松・中新開・大新開・灘六郷の氏子とが対立してゐます。行列の最中に「彼是騒動」の大喧嘩になり、怪我人も多数出た事件であります。

次の史料5は、明治六年に石内組の小組月番が署名してゐるものです。「毎年八月九月両度氏神御祭典定例の処、動もすれば酔中喧嘩不敬相備え候者これ有り候に付」、神輿を出すことを廃止することになつたのをうけて、喧嘩しないように誓いますから「神事執行」をさせてくださいと願ひ出ているわけです。ですから祭礼時にはしばしば喧嘩が起きたのではないかということが窺えるわけであります。おそらく、丹念に「人倫御注進扣」などを繰れば、こういった史料ももつと出てくるだらうと思ひます。

以上、とりとめもなく事例を紹介しましたが、広村は、悪くいえば風紀は悪いことは悪いのですが、これは幕末期には人口が一人ほどいましてから事件も多かつたのでしよう。しかし他の村で、こんなに豊富な事例が残つてゐる村はないだらうと思ひます。ぜひこうした事件を郷土史会の皆さんで

数多く発掘していただきたいと思ひます。

## 二 多様な人間模様を生みだす広村の経済活動

### 1 開発・開墾と生産力

さて、時間もだいたい過ぎましたが、こうした多様な人間模様を見せる根底には、やはり広村特有の経済活動・経済構造があつたと思われまゝ。以下、そのことについて簡単に検討しておきたいと思ひます。

史料7は明治六年の史料であります。この史料は、地租改正が始まるにあつて、その前提作業として、村の方で耕地面積や生産力を見積つた史料だと思われまゝ。これをまとめたのが表1です。江戸時代の広村の石高は、およそ二六〇〇石であります。この表ではその旧石高二六〇〇石のうち二四七〇石分に当たる分の調査をしているわけです。また広村の文政初年の耕宅地面積は二九〇町歩とされていゝますから、この旧石高二四七〇石分の面積もほぼ二九〇町歩と考えてよいわけです。しかし表の一番上の欄の面積はこのときに調べた面積ですが、二九〇町歩ではなく五二〇町歩となつてゐます。ですから、実際は約二倍近くの面積があつたといふことになりまゝ。表にはそのほかに収穫高、年貢などの諸課役、肥料代が見積もられ、一番下の欄に作徳(村に残る生産物)が計算されてゐます。これらはすべて米に換算しており

ますが、右端の合計をみますと、収穫高の合計が九七七一石で、作徳が五九四九石もあつたことがわかります。

それに対し年貢はわずか一七七七石となつております。年貢は石高を基準にして賦課されますから、旧石高二四七〇石に対しては七二%を占めますので、いわゆる七公三民の重税となるわけです。しかし実態はそうではなくて、収穫高の二割に届くか届かないかという程度の年貢率であつたことがわかります。一九世紀初頭以降は二公八民くらいのものであらうと思ひます。

明治九年に実際に県庁の役人が広村へ来て、耕宅地面積を測量してゐるのですが、そのときの広村の合計値が史料8であります。これによれば、地租改正で広村は七九六町歩とされたわけです。もちろん間竿は違ひますけども、先ほど述べましたように一九世紀初頭に広村の公定面積は二九〇町歩でありましたから、四〇〇町歩から五〇〇町歩くらいは、本年貢を払わなくてもよい田畑があつたといふことになりまゝ。ですから広村では、圧倒的に多くの作徳が民間の手に残つたわけで、広村に地主制が成立する基礎ともなりましたし、また「民富」の形成につながることもなつたわけです。具体的にいへば、才覚さえあれば貧乏人でも金持ちになれるし、逆に没落する人は没落するといふ、いわば資本主義的なシステムがすでに一九世紀初頭には浸透してゐたといえるのではないかと思ひます。藩は領内を厳しく支配してゐるよう

みえますけれども、ちよつとしか年貢を取れないわけであり  
ます。それについてはもうここでは省略します。

## 2 行き交う人・物・金

さらにこうした田畑の開発による経済発展だけではなく、  
人や物資、それからお金、そういつたものの出入りが激しい  
のが広村の特徴でもあり、広村の古文書からそうしたことも  
うかがえるわけであります。

まず物資とお金から簡単に検証しておきましょう。広村で  
は綿作が盛んにおこなわれていました。新開地の大部分は綿  
作地でしたから、村人の飯米は毎年不足気味です。そこで飯  
米が足りないときはどうするかといいますと、史料13にあり  
ますように、他国米を買ってよいかという願書を郡役所に提  
出し、許可をえて他国米を購入しているわけです。この文政  
四年（一八二二）七月の史料によれば、最初に米七一〇石と  
あるのは長浜の漁師たちの八月から十二月までの飯米であり  
ますが、うち二五〇石は村内で用意できるから、差引四六〇  
石余りを長浜の漁師のために購入したいということでありま  
す。また同様に村内の浮過の飯米（八月〜十二月）が一六八  
七石必要であるの見積もり、うち千石ほど村内の「地米・雑  
穀類」でまかなえるとし、さらに酒米七二〇石をあわせて一  
八六七〇石ほどの他国米を買いたいと願ひ出ているわけで  
す。これは他国商人との取引ですから藩札は使えません。正

金銀、つまり金の小判とか正銀でないを買えないわけですか  
ら、ついでには藩札を正金銀に両替してもらいたいというので  
あります。この願書は下半期の方ですから、上半期あわせる  
と、広村ではだいたい年間に最低でも三〇〇〇石以上は他国  
米を購入しております。そして村人はそれを実際に食べてい  
るわけです。

次に史料14も卯年（おそらく天保十四年）の両替の史料で  
す。福山米一〇〇俵、干鰯七二俵などを備後福山や周防室  
積の商人から買いたいのので、藩札を正銀に両替してほしいと  
いうものであります。干鰯は綿作の肥料として大量の需要が  
ありますから、干鰯を購入する必要があるわけです。

こうした両替願ひは何を意味しているのでしょうか。広村  
の商人が小判や正銀を所持していないということはありません  
い。おそらく多少持っている人でも、だぶついた藩札を少し  
でも整理するために、また正金銀を手元に持っていたいから、  
藩へ両替願ひを出すのではないのでしょうか。広村だけではな  
く、どこでもこういう両替願ひを出していますから、藩も財  
政上大変ですね。しかしまったく拒否することはできません  
から、最低でも希望額の半額は両替に応じていたようです。  
こうして藩庫に蓄えられていた正金銀は、民間社会に徐々に  
流失していったわけであります。

次に史料12を見て下さい。これは広村商人の木綿買い集め  
売買に関する史料です。元来広村では、新開地で収穫した美

綿のほかにも、備後福山辺りや大坂からも実綿を大量に購入していたわけでありませぬ。しかし広村では木綿織はあまり盛んではありませぬでした。木綿織が盛んなのは佐伯郡の能美島だとか、広村の奥の黒瀬筋でありまして、こうした地域へ供給するために、広村の商人は実綿を買い集めていたわけだ。そして史料12は逆に、これらの木綿織が盛んな村で木綿を買い付けたことを郡役所に報告したものです。これによると、有田屋幾平という人が能美島・黒瀬辺りから木綿を四万五〇〇〇反ほど買い集めて、大坂へ出しているということがわかります。ですから、ここでも完全に社会的分業のシステムがうかがえます。すなわち大坂や備後・備中あるいは伊予から実綿を買い入れて繰綿に仕立て、木綿織地帯の黒瀬や能美島へ売却し、さらにまた木綿を買い集めて大坂に出すという構造ができあがっているのです。

ではなぜ広村では木綿織は盛んでなかったのでしょうか。それは製網が盛んであったからだと思います。阿賀・広村辺りでは、全国でも高いシェアを占める網を婦女子たちが織っていたからであります。製網の資料もたくさんあるのですけども、今日はレジュメには出しませんでした。広村の役人が作成したある報告書には、全国でも伊予国や備後の鞆、紀州和歌山辺りで、たくさんさんの網が作られているというが、そんなものは当地の賀茂郡に比べたらごくわずかでしかない、われわれが日本全国の網をまかなっているのだとあります。こ

れは「具市史」第一巻に載っております。この史料おそらく広村古文書の一つだと思うのですが、今は所在がわかりませぬ。

広村近辺では、社会的分業が発達しておりまして、物資が生産され移動することによって、その生産・流通の過程でたくさんの方が生まれ、そこで多くの人々が生計を立てることができている状況が形成されていきました。寡婦でも網を漉く内職だけでも何とか暮らしていけるという状況が成り立っていたわけがあります。つまり日々稼いだ小銭で食糧を買って生活することが、ふつうの生活として成り立っていたということでもあります。

それから最後になりましたが、人の出入り、とくに他国への出稼ぎについて紹介しておきたいと思えます。図2に広村の他国稼ぎ人数の推移を示してみました。文化十年頃からしか分かりませんが、毎年二〇〇人ずつぐらいの出稼ぎ者がいて幕末に入る頃より二五〇人ぐらいに増えているという傾向がうかがえます。うち女性も五〇人ほど出稼ぎに出ていることがわかります。この二〇〇人が多いか少ないかということですが、広村の人口からみればわずか三〇％にすぎないですが、世帯数からすれば、一〇軒に一軒の割合で出稼ぎ者を出していることになりまして、出稼ぎ者は多いといわざるをえないと思えます。しかもこの図2を見てわかりますように、文化末年から弘化年間まで出稼ぎの人数が停滞しております。

これはよく史料を検討すると、三年おきぐらいいままったく同じ人数をくり返しくり返し報告しているのです。要するに毎年判で押したような数値を報告しているのがよくわかりません。これは庄屋の性格によるものか判断はつきません。おそらく郡役所が原則的に他国稼ぎを厳しく取り締まっています。海辺の村は願ひ出れば格別というような対応をとっていませんから、庄屋さんも村民に出るなどはいえないし、その辺は適当に人数合せをして報告したものと思われれます。したがって実際にはもつと多くの村人が稼ぎに出ていることも考えられます。

次にどこに出稼ぎに行つてるかといえますと、表3に示しましたように今の岡山県が多かつたことがわかります。備前や備中も人口が多いのに、何でこんなに稼ぎを受け入れるのかなと思ひますが、その辺は今後の課題にしておきたいと思ひます。そして表4はどのような人が備前や備中に出稼ぎに出ているのかを示したものであります。肩書でわかりますように、日雇い稼ぎのわずか一人と一七人の炭焼きを除いて、あとは全員が屋根葺・左官・桶屋・木挽といった水役銀を負担する職人であります。しかし村人の中には百姓のほかに浮過という階層もいまして、田畑を持つておらず、小作人となつたり日雇い・雑業に従事したりして生計を立てていたわけがあります。このような人々が出稼ぎにまったく行かなかつたとは考えられないのですけど、もしかしたら図2のような統

計には含まれていないのではとも思ひます。また他国稼ぎ人を毎年書き留めた史料をみますと、毎年名前が出てくる人はめつたにいませんし、たぶん出稼ぎに出る人は毎年定期的に出るのではないかと思ひますから、その辺を少し検討する必要があるのですけど、広村の他国稼ぎ人はもつと多かつたと思われれます。

それからこれらの図表には長浜浦の人は入つておりません。長浜では漁師や船で商売する人が多いことはいうまでもありません。これも分厚い史料がありまして、まだ集計していません。三反帆や四反帆の船で、商売のために上方に行きたいとか、四国の伊予の方に商売のために行つてくるとか、漁のために半年間どこへ出かけるとか、そういう届け出が多くありますから、これらも加えますと、広村を出て他所で稼ぐ村人は大変な数にのほつていたのではないでしょう。ということ、人や物資の出入りとそれにもなう金の動きもあつて、非常に経済的に活性化していたのではないかと思ひます。

最後に一つ、以上のような経済発展に関して象徴的な事例を紹介してみます。私は卒論で、幕末期の大新開で誰がどれだけ土地を所有しているかということ調べたことがありますが、大新開に二〇町歩くらい持つている尾道の備前屋林蔵という商人がいるわけです。彼は財産持ちらしくて、長浜の庄屋筋の宇都宮家から土地を買い、さらに長浜の酒屋株も

買って広村で営業しています。ところがこの備前屋林蔵が何者なのか、尾道で調べてもまったくわからなかったのです。「新修尾道市史」でも、正体不明とされていたので諦めていました。実は今度の調査で、備前屋林蔵なる人物が何者なのかよくわかったのです。

史料11は、長浜の庄屋宇都宮伝左衛門が、銀談が差し纏れて備前屋林蔵を訴えているものですが、このなかに「尾道備前屋林蔵と申すは全く名前のみにて、銀主は備後福山領藤江村山路熊太郎と申す義初めて承り驚入候」とありますように、伝左衛門も驚いているわけです。山路熊太郎というのは沼隈郡の有名な豪農でありまして、山路機谷と号し学問もできた福山でも有名な人であります。宇都宮伝左衛門がここで主張しているのは、「去り乍ら重き御田地、御他領へ相渡し他所者越され勝手に支配仕り候」こと、つまり福山藩領の人間が広村の土地を所有するのは如何なものかということであります。この訴訟自体がどうなったかについてはまだ追求していませんが、沼隈郡の豪農が広村に目をつけて、大新開だけでも二〇町歩もの田畑を購入していること自体に注目すべきであらうと思います。どのくらい投資したか計算していませんが、他領の田畑に投資するということは、やはり小作料収入だけで十分利潤が回収できたからでありましょう。それは先に示した表1の数値からでも明らかです。しかし他領の百姓の身分で土地を所有することは抵抗がありますから、尾道の

備前屋という絶家となった家の名跡を借りて、高田郡の甲立出身の若者を備前屋の養子として入れて備前屋林蔵と名乗らせたわけです。また尾道の豪商橋本家なども広村に土地を持つていますから、資本の投下というところ少しニュアンスが違つかもしれませんが、他町村の豪農商の資本が投下されたことは、やはり江戸時代の広村の経済には豊かなものがあつたのではないでしょうか。

#### おわりに

以上、とりとめのないことを述べてきましたが、最後にテーマに掲げた近世村落像をまとめなければなりません。一言でいえといわれますと非常に困りますが、広村古文書からみた近世村落ということでは、一八世紀末から一九世紀初頭以降、広村ではいわば資本主義的なシステムが形成されつつあり、いや資本主義的とはいえずたかもしれませんが、市場経済のなかで人々は生計を立てていたということ、それが実態に近かつたのではないのでしょうか。

最近そういうことを高等学校の先生の前にしての講演などで述べますと、大変不評です。おそらく年貢の重圧や身分差別など人々の苦しさを理解していないと怒つてらっしゃると思います。しかし近年、江戸時代像そのものも従来の固定されたイメージを払拭する努力がなされていますし、そういう

固定観念にとらわれることなく、史料を素直に読んで自分なりのイメージを組み立てることは、重要なことではないかと思っております。私が今日何度も資本主義的経済ということをお口走りましたが、実は、私も最近知ったのですが、このことに関しては、もう二〇年も前に民俗学者の宮本常一さんが、一八世紀末の広島領内では資本主義経済の歯車が動いているということを、はっきりと著書に書いておられます〔旅人たちの歴史Ⅰ〕。「人倫御注進扣」などに記録されていますように、広村では訴訟が多く、とくにお金をめぐる訴訟・トラブルが多いことを考えますと、広村の内外では宮本常一さんのいわれるような資本主義経済の歯車が動いており、村人もそうしたシステムに順応しながら生活していたのではないかと思われず。

ただし、地租改正で広村の耕宅地面積は七九〇町歩とされてしまいました。それまでは二九〇町歩だったわけです。ですから地租改正で約五〇〇町歩もの耕地を政府に把握されてしまつて、いわば隠し田畑がなくなつてしまつたわけです。正常に三%の地租を徴収されることになり、おそらく江戸時代の年貢よりも、明治時代の地租の方が数倍多いことになつたのであるかと思ひます。その辺もまだ具体的に確認しておりませんが、明治期の広村の経済状態を考えてみる必要があると思ひます。時間が過ぎましたが、とりとめのない話、どうもご清聴ありがとうございました。(拍手)